

平成 29 年定例会
予算常任委員会 年間白書

平成 30 年 5 月

四日市市議会

目次

- | | |
|------------|-------------|
| 1. 委員会の構成 | P 1 |
| 2. 委員会開催状況 | P 2 ~ P 13 |
| 3. 委員長報告等 | P 14 ~ P 48 |

1. 委員会の構成

委員長 加納康樹

副委員長 山口智也

委員 荒木美幸 石川善己 伊藤修一

伊藤嗣也 太田紀子 小川政人

荻須智之 加藤清助 川村幸康

小林博次 笹岡秀太郎 竹野兼主

谷口周司 土井数馬 豊田祥司

中川雅晶 中村久雄 中森慎二

早川新平 日置記平 樋口博己

樋口龍馬 平野貴之 藤田真信

三木隆 三平一良 村山繁生

森康哲 森川慎 諸岡覚

2. 委員会開催状況

予 算 常 任 委 員 会 事 項 書

平成29年 5 月 16日 (火)

全員協議会室

1. 委員長の互選について

2. 副委員長の互選について

3. 分科会の設置について

4. 理事会の設置について

予 算 常 任 委 員 会 事 項 書

平成29年 5 月 30日 (火)

全員協議会室

1. 理事の選任について

2. その他

予算常任委員会 審査順序

平成29年6月23日（金）

10:00～ 全員協議会室

1. 分科会長報告

- (1) 総務分科会長報告
- (2) 教育民生分科会長報告
- (3) 産業生活分科会長報告
- (4) 都市・環境分科会長報告

2. 分科会長報告に対する質疑

- (1) 総務分科会長報告に対する質疑
- (2) 教育民生分科会長報告に対する質疑
- (3) 産業生活分科会長報告に対する質疑
- (4) 都市・環境分科会長報告に対する質疑

3. 全体会審査で取り扱う事項の追加提案

4. 全体会審査

- (1) 大矢知興譲小学校施設課題対策事業費及び朝明中学校施設課題対策事業費について
〔教育民生分科会〕

5. 討論・採決

- 議案第2号 平成29年度四日市市一般会計補正予算（第2号）

6. その他

- (1) 予算／決算常任委員会理事会の開催について

日 程 : ①8月1日（火）議員説明会終了後
②8月23日（水）

項 目 : 予算／決算常任委員会の運営に関する申し合わせの改正に係る検証について

予算常任委員会 審査順序

平成29年9月29日（金）

10:00～ 全員協議会室

1. 分科会長報告

- (1) 総務分科会長報告
- (2) 教育民生分科会長報告
- (3) 産業生活分科会長報告
- (4) 都市・環境分科会長報告

2. 分科会長報告に対する質疑

- (1) 総務分科会長報告に対する質疑
- (2) 教育民生分科会長報告に対する質疑
- (3) 産業生活分科会長報告に対する質疑
- (4) 都市・環境分科会長報告に対する質疑

3. 全体会審査で取り扱う事項の追加提案

4. 全体会審査

〔審査項目〕

※各分科会から上げられた項目はなし

5. 討論・採決

- 議案第12号 平成29年度四日市市一般会計補正予算（第3号）
- 議案第13号 平成29年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第14号 平成29年度四日市市下水道事業会計第1回補正予算
- 議案第23号 平成29年度四日市市一般会計補正予算（第4号）

6. 協議会

- (1) 大雪対応マニュアル（案）について

7. その他

予算常任委員会 審査順序

平成29年10月5日（木）

全員協議会室

1. 分科会長報告

- (1) 総務分科会長報告
- (2) 教育民生分科会長報告

2. 分科会長報告に対する質疑

- (1) 総務分科会長報告に対する質疑
- (2) 教育民生分科会長報告に対する質疑

3. 全体会審査で取り扱う事項の追加提案

4. 全体会審査

5. 討論・採決

- 議案第24号 平成29年度四日市市一般会計補正予算（第5号）

6. その他

予算常任委員会 審査順序

平成29年12月19日（火）

10:00～ 全員協議会室

1. 分科会長報告

- (1) 総務分科会長報告
- (2) 教育民生分科会長報告
- (3) 産業生活分科会長報告
- (4) 都市・環境分科会長報告

2. 分科会長報告に対する質疑

- (1) 総務分科会長報告に対する質疑
- (2) 教育民生分科会長報告に対する質疑
- (3) 産業生活分科会長報告に対する質疑
- (4) 都市・環境分科会長報告に対する質疑

3. 全体会審査で取り扱う事項の追加提案

4. 全体会審査

- (1) 子どもと若者の居場所づくり事業業務委託について [教育民生分科会]

5. 討論・採決

- 議案第33号 平成29年度四日市市一般会計補正予算（第6号）
- 議案第34号 平成29年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第35号 平成29年度四日市市食肉センター食肉市場特別会計補正予算（第1号）
- 議案第36号 平成29年度四日市市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第37号 平成29年度四日市市水道事業会計第1回補正予算
- 議案第38号 平成29年度市立四日市病院事業会計第1回補正予算
- 議案第39号 平成29年度四日市市下水道事業会計第2回補正予算
- 議案第58号 平成29年度四日市市一般会計補正予算（第7号）
- 議案第59号 平成29年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 議案第60号 平成29年度四日市市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第61号 平成29年度四日市市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

6. 協議会

- (1) 平成30年度当初予算編成方針と行財政改革プラン2017のローリングについて
- (2) 四日市市総合計画第3次推進計画（平成29～32年度）事業ローリングについて

7. その他

予算常任委員会 審査順序 (その2)

平成29年12月19日 (火)

10:00～ 全員協議会室

4. 全体会審査

(1) 子どもと若者の居場所づくり事業業務委託について [教育民生分科会]

(2) 認定こども園整備事業費について

5. 討論・採決

- 議案第33号 平成29年度四日市市一般会計補正予算 (第6号)
- 議案第34号 平成29年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算 (第3号)
- 議案第35号 平成29年度四日市市食肉センター食肉市場特別会計補正予算 (第1号)
- 議案第36号 平成29年度四日市市介護保険特別会計補正予算 (第1号)
- 議案第37号 平成29年度四日市市水道事業会計第1回補正予算
- 議案第38号 平成29年度市立四日市市病院事業会計第1回補正予算
- 議案第39号 平成29年度四日市市下水道事業会計第2回補正予算
- 議案第58号 平成29年度四日市市一般会計補正予算 (第7号)
- 議案第59号 平成29年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算 (第4号)
- 議案第60号 平成29年度四日市市介護保険特別会計補正予算 (第2号)
- 議案第61号 平成29年度四日市市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号)

6. 協議会

(1) 平成30年度当初予算編成方針と行財政改革プラン2017のローリングについて

(2) 四日市市総合計画第3次推進計画 (平成29～32年度) 事業ローリングについて

7. その他

予 算 常 任 委 員 会 事 項 書

平成30年 1 月 24日 (水)

全員協議会室

1. 理事の選任について

予算常任委員会 審査順序

平成30年3月12日（月）
10:00～ 全員協議会室

1. 分科会長報告

- (1) 総務分科会長報告
- (2) 教育民生分科会長報告
- (3) 産業生活分科会長報告
- (4) 都市・環境分科会長報告

2. 分科会長報告に対する質疑

- (1) 総務分科会長報告に対する質疑
- (2) 教育民生分科会長報告に対する質疑
- (3) 産業生活分科会長報告に対する質疑
- (4) 都市・環境分科会長報告に対する質疑

3. 全体会審査で取り扱う事項の追加提案

4. 全体会審査

〔審査項目〕

- (1) 大矢知興譲小学校改築整備事業費について 〔教育民生分科会〕
- (2) 大規模改修事業費（朝明中学校関係分）について 〔教育民生分科会〕
- (3) 中学校給食基本構想・基本計画策定事業費について 〔教育民生分科会〕
- (4) ごみ処理手数料の減免について 〔都市・環境分科会〕
- (5) 公共下水道接続促進補助事業について 〔都市・環境分科会〕

5. 討論・採決

- 議案第 69号 平成30年度四日市市一般会計予算
- 議案第 70号 平成30年度四日市市競輪事業特別会計予算
- 議案第 71号 平成30年度四日市市国民健康保険特別会計予算
- 議案第 72号 平成30年度四日市市食肉センター食肉市場特別会計予算
- 議案第 73号 平成30年度四日市市土地区画整理事業特別会計予算
- 議案第 74号 平成30年度四日市市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 議案第 75号 平成30年度四日市市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第 76号 平成30年度四日市市介護保険特別会計予算
- 議案第 77号 平成30年度四日市市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 78号 平成30年度四日市市水道事業会計予算
- 議案第 79号 平成30年度市立四日市病院事業会計予算
- 議案第 80号 平成30年度四日市市下水道事業会計予算
- 議案第 81号 平成30年度四日市市桜財産区予算
- 議案第109号 平成29年度四日市市一般会計補正予算（第8号）
- 議案第110号 平成29年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）
- 議案第111号 平成29年度四日市市食肉センター食肉市場特別会計補正予算（第2号）
- 議案第112号 平成29年度四日市市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第113号 平成29年度四日市市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議案第114号 平成29年度四日市市三泗鈴亀農業共済事務組合清算特別会計補正予算（第1号）
- 議案第115号 平成29年度市立四日市病院事業会計第2回補正予算
- 議案第116号 平成30年度四日市市一般会計補正予算（第1号）
- 議案第117号 平成30年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第118号 平成30年度四日市市水道事業会計第1回補正予算
- 議案第119号 平成30年度市立四日市病院事業会計第1回補正予算
- 議案第120号 平成30年度四日市市下水道事業会計第1回補正予算

6. その他

- (1) 平成29年度予算常任委員会年間白書について

予算常任委員会 審査順序（その2）

平成30年3月14日（水）

10:00～ 全員協議会室

4. 全体会審査

〔審査項目〕

- (2) 大規模改修事業費（朝明中学校関係分）について 〔教育民生分科会〕
- (3) 中学校給食基本構想・基本計画策定事業費について 〔教育民生分科会〕
- (4) ごみ処理手数料の減免について 〔都市・環境分科会〕
- (5) 公共下水道接続促進補助事業について 〔都市・環境分科会〕
- (6) 公立幼稚園エアコン設置事業及び車両リースについて 〔追加提案〕

5. 討論・採決

- 議案第 69号 平成30年度四日市市一般会計予算
- 議案第 70号 平成30年度四日市市競輪事業特別会計予算
- 議案第 71号 平成30年度四日市市国民健康保険特別会計予算
- 議案第 72号 平成30年度四日市市食肉センター食肉市場特別会計予算
- 議案第 73号 平成30年度四日市市土地区画整理事業特別会計予算
- 議案第 74号 平成30年度四日市市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 議案第 75号 平成30年度四日市市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第 76号 平成30年度四日市市介護保険特別会計予算
- 議案第 77号 平成30年度四日市市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 78号 平成30年度四日市市水道事業会計予算
- 議案第 79号 平成30年度市立四日市病院事業会計予算
- 議案第 80号 平成30年度四日市市下水道事業会計予算
- 議案第 81号 平成30年度四日市市桜財産区予算
- 議案第109号 平成29年度四日市市一般会計補正予算（第8号）
- 議案第110号 平成29年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）
- 議案第111号 平成29年度四日市市食肉センター食肉市場特別会計補正予算（第2号）
- 議案第112号 平成29年度四日市市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第113号 平成29年度四日市市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議案第114号 平成29年度四日市市三泗鈴亀農業共済事務組合清算特別会計補正予算（第1号）
- 議案第115号 平成29年度市立四日市病院事業会計第2回補正予算
- 議案第116号 平成30年度四日市市一般会計補正予算（第1号）
- 議案第117号 平成30年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第118号 平成30年度四日市市水道事業会計第1回補正予算
- 議案第119号 平成30年度市立四日市病院事業会計第1回補正予算
- 議案第120号 平成30年度四日市市下水道事業会計第1回補正予算

6. その他

- (1) 平成29年度予算常任委員会年間白書について

3. 委員長報告

予算常任委員会委員長報告（平成29年6月定例月議会）

予算常任委員会に付託されました議案第2号 平成29年度四日市市一般会計補正予算第2号につきまして、当委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

審査に当たりましては、まず、総務、教育民生、産業生活、都市・環境の4分科会において、おのこのの所管に属する事項について詳細な審査を行いました。

続いて、全体会においては、まず、各分科会における審査の経過と結果についての分科会長報告があり、それに対する質疑が行われました。

次に、全体会審査においては、教育民生分科会から申し送られた、大矢知興譲小学校施設課題対策事業費及び朝明中学校施設課題対策事業費について審査を行いました。

本件は、大矢知興譲小学校及び朝明中学校の施設課題を解決するための基本構想を策定し、具体的な施設改善の内容や課題解決の効果について検証を行おうとするものであります。

本件について教育民生分科会長からは、分科会において、多くの委員から、両校区の教育環境課題を解決する手法が二転三転しており、住民への説明が十分でない中で拙速に事を進めれば、今後の議論に禍根を残すこととなると考えることから反対するとの意見や、予算を投じて移転建て替えという方針を説明してきたにもかかわらず、施設課題対策事業という新たな手法が提案されており、その予算を提案するに当たっては、住民への丁寧な説明を行った上で、確実性を持って進める必要があると考えることから反対するなどの意見があり、当該予算について可決すべきかどうか採決した結果、賛成少数であったため、

修正すべきものとして全体会審査に送るべきものと決したとの報告がありました。

全体会において、委員からは、当該補正予算は、朝明中学校の移転建替え中止という方針に基づくものであり、今後その方針に変更はないのかとの質疑があり、理事者からは、移転建替え中止の方針は市長から提案され、総合教育会議においてもその方向性で取り組みを進めることが確認されているため、移転建替えへの再転換は考えていないとの答弁がありました。

また、委員からは、本年4月に関係する保護者に対して、移転建替えの中止と今後の方針が説明されているが、議会が認めていない内容は事前に説明しないというこれまでの教育委員会のスタンスと相反するのではないかとの意見があり、理事者から、4月に行った説明においては、当該事業の詳細は示しておらず、あくまで今後の方向性について説明を行ったものであるとの答弁がありました。

また、委員からは、全市的に見れば、通学路の安全対策や学校の適正配置といった面で課題を抱えている学校はほかにもある中で、両校への対策を優先するのはなぜかとの質疑があり、理事者からは、環境改善が必要な学校はほかにもあることから、これまで進めてきた朝明中学校の移転建替えを中止したという経緯もあり、全市的な学校の施設面での課題については、学校規模等適正化計画において、今後10年間の学級数の推計を考える中で対応策を検討していきたいとの答弁がありました。

また、委員からは、（仮称）大矢知中学校の新設を初め、両校区の教育環境課題を解決する手法が二転三転しており、教育委員会の存在意義について疑問を感じているとの意見がありました。また、昨年11月定例月議会の予算常任委員会においては、

移転建替えを最善の方策として議会に説明したにもかかわらず、数カ月で方針転換した点についても納得できないとの意見もありました。一方、他の委員からは、市内各校の課題に対し、公平な視点をもって解決に当たるとというのが、教育委員会の当初の方針であり、議会としても、移転建替えにこだわらず、原点に立ち返って議論を行うべきであるとの意見がありました。

これに対して、委員からは、当初から現在に至るまでの方針に一貫性がなかったことも事実であり、その中で、最善の方策として提案されたのが、朝明中学校の移転建替えであったと捉えており、そうした説明を地元住民にも行ってきたという経過も踏まえて議論を行うべきであるとの意見がありました。

また、これに関連して他の委員からは、教育委員会としては、当該事業を最善の方策と考えているのか、また、新たな基本構想を策定する必要性についてどのように考えているのかとの質疑があり、理事者からは、教育財産の取得については市長の権限であり、市長が決めた方針の中で、どのような方策をとるのが最善なのかを考え、当該事業費の提案に至ったものであるとの答弁がありました。また、朝明中学校については、大規模改修に併せて行う施設課題の対策のために基本構想が必要であり、大矢知興譲小学校については、平成 35 年度に教室数が不足し、平成 37 年度には 3 学級分の教室が不足するとの推計が出ているため、早急に対策を講ずるべく、基本構想を策定するものであるとの答弁がありました。

これを受けて、委員からは、市長がかわらなければ、移転建替えの方針で進められていたはずであり、受け止め方はさまざまあるとは考えるが、説明を聞く限り次善の方策と言わざるを得ないと感じているとの意見がありました。

また、委員からは、大矢知興讓小学校施設課題対策事業費については、現地での改築が想定されているが、改築工事期間における教育環境の悪化による児童への影響を考慮すると、朝明中学校の移転建替え候補地であった観音山付近への移設についても検討すべきではないかとの意見があり、理事者から、大矢知興讓小学校は面積が狭く、現地での改築となれば児童にさらなる負担を強いることとなることから、観音山付近への移設についても一つの手法として検討した経緯はあるものの、地元には中学校の新設を強く求める声があり、現状では用地の確保が困難な状況にあると考えているとの答弁がありました。

これを受けて、委員からは、新市長が方針転換をしてから時間も経過しており、再度、地元の意向を確認すべきではないかとの意見があり、理事者から、時間は経過しているものの、いまだ状況は変わらないと判断しており、基本構想を策定して地元への説明を行う中で、こういった手法が望ましいのかを検討したいとの答弁がありました。

これを受けて、他の委員からは、当該事業は大矢知興讓小学校現地での改築だけではなく、さまざまな手法を含めた課題解決のための予算と認識してよいのかとの質疑があり、理事者からは、そうした視点についても視野に入れ、基本構想の策定に努めたいとの答弁がありました。

これを受けて、他の委員からは、当該事業はあくまで大矢知興讓小学校現地での改築を想定した基本構想策定経費として提案されているが、事業内容を変更するのかとの質疑があり、理事者から、当該事業は現地改築に係る課題を把握するために実施するものであり、移転改築に係る調査費を含むものではない。今後は基本構想を策定する中で、児童への負荷等を的確に把握

し、地元への説明・意見聴取に努めたいと考えており、その結果を踏まえて、改めて実施可能な手法について検討した上で、議会への報告を行いたいとの答弁がありました。

また、委員からは、当該事業を進めるに当たっては、地元住民への説明が必要であり、タウンミーティングなども活用し、日程調整に努めるべきであるとの意見があり、理事者からは、タウンミーティングでは市長が現地に赴くため、当該事業と切り離して考えることは現実的に難しいと認識しており、そうした点を踏まえて引き続き日程調整に努めたいとの意向が示され、説明を行うに当たっては、説明を行えるだけの準備が必要であるため、まずは基本構想の策定を進めたいとの答弁がありました。

また、委員からは、大矢知興譲小学校の課題解決までには時間的余裕もなく、移転改築に係る検討については、たとえ予算がなくとも、現在までの調査資料等を用いて同時並行的に作業を進めるべきであるとの意見があり、理事者からは、可能な範囲で対応を検討したいとの答弁がありました。

また、委員からは、大矢知興譲小学校の現地改築が困難なことは、特段調査をせずとも判断できると考えており、現実的でない手法の検討に予算を投じることに疑問を感じているとの意見が示された上、本件については、移転改築という手法が望ましいと考えているが、まずは地元への丁寧な説明に努める中で、理解を得ることが先決ではないかとの意見があり、理事者からは、これまで以上に地元への説明の機会を確保できるよう努めたいと考えており、そのためにも、まずは基本構想を策定していきたいとの答弁がありました。

また、委員からは、仮に予算を認めて基本構想を策定したと

しても、地元への説明の機会が担保されているわけではないが、今後、具体的にどのような手法で地元への説明を行っていくのかとの質疑があり、理事者からは、特別な手法があるわけではないが、これまで以上に誠意をもって対応し、説明の機会を確保できるよう努めたいとの答弁がありました。

また、委員からは、大矢知興譲小学校の児童数のピークは十数年前であり、バス移動により近隣の八郷西小学校のプールを使用していた時期もあるが、そうした状況は決して望ましくはなかったものの、何とか対応して乗り越えてきたという経緯もあり、結果として中途半端となってしまう対策を講ずるよりも、たとえ時間を要しても、地元の総意を酌み取る中で対策を進めていくべきであるとの意見がありました。

こうした議論を経て、委員からは、当該事業を進めるに当たっては、地元への説明及び理解を得ることが先決であるとして、大矢知興譲小学校施設課題対策事業費及び朝明中学校施設課題対策事業費の合計 1920 万円を減額する内容の修正案が提出されました。

討論において、一部委員からは、大矢知興譲小学校及び朝明中学校の施設課題を考える上で、特に大矢知興譲小学校においては、これ以上の遅滞は許されないとの意見が示されました。また、今回提案されている予算は現地での改築を前提とするものではあるものの、地元への説明の道筋をつけることも必要であり、改築の手法については改めて議会に示される機会があるとの答弁が理事者より行われたことから、原案に賛成の立場で修正案には反対するとの意見表明がありました。

また、一部委員からは、両校の課題解決を遅滞なく進める必要があることは認識しているものの、今回提案されている手法

については納得できず、また、両地区の合意形成が得られていない中で予算を可決することは拙速であると考え、修正案に賛成するとの意見表明がありました。

全体会審査を行った事項についての報告は、以上であります。

以上の経過により、当委員会に付託されました議案第2号平成29年度四日市市一般会計補正予算第2号については、さきに述べましたとおり1件の修正案が提出されましたので、まず、修正案について採決したところ、賛成少数により否決されました。引き続き、原案について採決したところ、賛成多数により可決すべきものと決しました。

これをもちまして、予算常任委員会の審査報告といたします。

予算常任委員会委員長報告（平成29年8月定例会月議会）

予算常任委員会に付託されました関係議案につきまして、当委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

審査に当たりましては、まず、総務、教育民生、産業生活、都市・環境の4分科会において、おのおのの所管に属する事項について詳細な審査を行いました。

続いて、全体会においては、まず、各分科会における審査の経過と結果についての分科会長報告があり、それに対する質疑が行われました。

この中で、各分科会長からは、それぞれの所管部分について、いずれも別段異議なく原案のとおり可決すべきものと決したとの報告があり、各分科会から全体会審査に送るべきものとされた事項はありませんでした。

また、全体会において、委員から追加提案された事項もありませんでした。

以上の経過により、当委員会に付託されました、議案第12号 平成29年度四日市市一般会計補正予算第3号、議案第13号 平成29年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算第2号、議案第14号 平成29年度四日市市下水道事業会計第1回補正予算、議案第23号 平成29年度四日市市一般会計補正予算第4号の4議案については、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

これをもちまして、予算常任委員会の審査報告といたします。

予算常任委員会委員長報告（平成29年8月定例会月議会最終日）

予算常任委員会に付託されました、議案第24号 平成29年度四日市市一般会計補正予算第5号につきまして、当委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

審査に当たりましては、まず、総務分科会及び教育民生分科会において詳細な審査を行い、続いて全体会においては、分科会における審査の経過と結果についての分科会長報告が行われ、両分科会からは、別段異議なく原案のとおり可決すべきものと決したとの報告がありました。

これを受け、全体会において審査すべきとする追加提案もなかったことから、本議案について採決したところ、別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

これをもちまして、予算常任委員会の審査報告といたします。

予算常任委員会委員長報告（平成29年11月定例月議会）

予算常任委員会に付託されました関係議案につきまして、当委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

審査に当たりましては、まず、総務、教育民生、産業生活、都市・環境の4分科会において、おのこのの所管に属する事項について詳細な審査を行いました。

続いて、全体会においては、まず、各分科会における審査の経過と結果についての分科会長報告があり、それに対する質疑が行われました。

次に、全体会審査においては、教育民生分科会から申し送られた、議案第33号 平成29年度四日市市一般会計補正予算第6号、第3条 債務負担行為の補正に係る「子どもと若者の居場所づくり事業業務委託について」に加え、全体会において追加提案のあった、「認定こども園整備事業費について」の2項目について、重点的に審査を行いました。順にご報告申し上げます。

1項目めは、子どもと若者の居場所づくり事業業務委託についてであります。

本件について教育民生分科会長からは、分科会において、当該業務委託における債務負担行為限度額は、年間100日の開催を見込んで積算されているが、実際の実施予定日数の102日に合わせて債務負担行為を設定すべきと考えるため、修正すべきものとして全体会審査に送るべきであるとの意見があり、これを諮ったところ、賛成多数により全体会審査に送るべきものと決したとの報告がありました。

全体会において、委員からは、天候不良等により業務を休業した際の取り扱いや、実施日数に関する取り決めについて確認

する質疑があり、理事者からは、勤労者・市民交流センターによる主催事業の実施や、気象警報等が発令された場合の天候状況により利用時間や利用日数が制約される場合はあるものの、特段、実施日の振りかえは行っておらず、土曜・日曜日において年間 100 日間の事業を実施するよう仕様書に定めており、100 日を超えて事業を実施するかどうかについては、市と事業者の協議により決定しているとの答弁がありました。

これに対して、他の委員からは、仕様書では 100 日間の実施となっているにもかかわらず、過去に 100 日を超えて事業を実施している理由と、1 日当たりの必要経費を確認する質疑があり、理事者からは、例えば天候状況によっては市と協議の上、休業してもよいこととなっているが、平成 28 年度においては、積雪時に時間を短縮して実施したというケースがあり、その後、協議を行う中で、102 日の開催となったという経緯の説明がありました。更に、1 日当たりの必要経費を按分すると、人件費などの事業費と管理費を含めて約 3 万円となると積算しているが、100 日を超えて実施した部分については、委託料の範囲内において事業者の実施を判断していただいたものと考えているとの答弁がありました。

また、他の委員からは、分科会での議論において、今後、実態に合わせて実施日数の見直しを検討していく旨の発言があったとの報告を受けたが、来年度の実施分から見直しを行うことはできないのかとの質疑があり、理事者からは、平成 30 年度においては、年末・年始を除く土曜・日曜日の開館日数は 102 日間であるが、事業の実施日数を上限の 102 日に設定した場合、現状では天候不良等により事業を行えなかった際の取り扱いに課題があり、仕様書や契約内容を含めて見直しが必要となるとの答弁がありました。

これに対して、他の委員からは、本予算は来年度実施分の債務負担行為であるため、現時点でも仕様書などの見直しは可能であると考えており、また、これまでの利用実績や事業の実施目的等を勘案すれば、市として実施日数を2日間ふやすべきであり、102日間の開催を見込んで債務負担行為限度額を設定すべきであるとの意見がありました。

また、他の委員からは、100日の実施を仕様書に謳いながら、実態として100日を超えて事業を実施していることについて、契約上の問題はないのかとの質疑があり、理事者から、市としては100日間の実施が必要と判断して仕様書に規定しているものであり、仕様書に謳った内容は最低限履行してもらわなければならないが、当該事業はプロポーザル方式で委託先を選定しており、今後、事業の実施日数等を含めた提案内容を総合的に勘案する中で、業者の選定を行いたいと考えているとの答弁がありました。

これに対して、他の委員からは、議会からの意見や指摘を受けて、債務負担行為限度額を修正の上、議案を訂正する考えはないのかとの質疑があり、理事者からは、当初の提案どおり100日の実施を最低限として、プロポーザルにおいて業者選定を行いたいとの答弁がありました。

こうした議論を経て、委員からは、当該事業を実施するに当たっては、102日間の開催を見込んで債務負担行為限度額を設定すべきであるとして、第3条 債務負担行為の補正のうち、業務・事務処理委託等に要する経費を6万円増額する内容の修正案が提出されました。

2項目めは、認定こども園整備事業費についてであります。

本件については、全体会において委員から、地域の保護者の意見、及び、保々地区認定こども園について考える会（以下、「考える会」という）と市との協議内容について確認し、議論を行う必要があるとの提案があったため、全体会において議論することといたしました。

全体会審査において委員からは、認定こども園の整備を進める中で、どのように当該地域への説明を行ってきたのかとの質疑があり、理事者からは、既存施設を有効活用していくという方針のもと、整備の進め方などを説明してきており、今回の保々地区においては、保護者を初め、現場の職員の意見を聴いた上で整備を進めるべきとの地元の意向を踏まえて、園のレイアウト等についての意見聴取を行っており、その上で今回の債務負担行為の計上に至ったものであるとの答弁がありました。

これに対して、委員からは、保護者の中には、認定こども園しか選択肢がなくなることでサービスの低下を懸念する声や、また、幼稚園型認定こども園の設置を求める意見があるなど、考える会において取りまとめられた要望事項とは異なる意見を持つ保護者がいると聞いており、今後、大きな問題となる可能性もあることから、保護者へのより丁寧な説明や意見聴取を行う機会を改めて確保すべきではないかとの意見があり、理事者からは、幼稚園型認定こども園の法的性格は学校であり、認可外保育施設を併設する形となるため、本市の責任がより明確な、学校かつ児童福祉施設である幼保連携型認定こども園が最善と考えており、これまでも説明に努めてきたとは考えているが、保護者の中で疑問を持つ方が見えるのであれば、丁寧に説明をしていきたいとの答弁がありました。

これに対して、他の委員からは、事業を進めるに当たっては

さまざまな意見があるとは考えるが、市としては、こういった点に重きを置いて地域との合意形成を図っているのかとの質疑があり、理事者からは、認定こども園の整備は、園の利用者である保護者や地域社会を構成する連合自治会などの団体との議論を抜きにして進められるものではないと考えており、そうした代表者で構成される団体等との協議を経ることで、合意形成を図ることができるものと捉えているが、最終的には議会に諮った上で決定することとなるとの答弁がありました。

これを受けて、他の委員からは、考える会の要望書が正当性を欠いているとは考えていないが、基本設計に着手していない今だからこそ、吸い上げられていない意見にも耳を傾けるべきであるとの意見がありました。

全体会審査を行った事項についての報告は、以上であります。

以上の経過により、当委員会に付託されました議案第 33 号平成 29 年度四日市市一般会計補正予算第 6 号については、さきに述べましたとおり 1 件の修正案が提出されましたので、まず、修正案について採決したところ、賛成少数により否決されました。引き続き、原案について採決したところ、賛成多数により可決すべきものと決しました。

その他、議案第 34 号ないし議案第 39 号、及び、議案第 58 号ないし議案第 61 号の 10 議案については、いずれも別段異議なく可決すべきものと決しました。

これをもちまして、予算常任委員会の審査報告といたします。

予算常任委員会委員長報告（平成30年2月定例会月議会）

予算常任委員会に付託されました関係議案につきまして、当委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

審査に当たりましては、まず、総務、教育民生、産業生活、都市・環境の4分科会において、各々の所管に属する事項について詳細な審査を行いました。

続いて、全体会においては、まず、各分科会長からの審査報告及び報告に対する質疑が行われました。

次に、全体会審査においては、各分科会から申し送られた5項目に加え、全体会において追加提案があった1項目について審査を行うこととしたため、審査項目は合計6項目となりました。

それでは、全体会審査を行った各項目について、まず、議案第69号 平成30年度四日市市一般会計予算に係る5項目についてご報告申し上げます。

1項目めは、大矢知興譲小学校改築整備事業費についてであります。

本件については、教育民生分科会長から、分科会において委員から、大矢知興譲小学校の児童数の推計から、学校規模等適正化の観点において、今後、学校を分離する必要がある可能性を危惧する意見や、大矢知興譲小学校の移転建てかえについて検討すべきであるとの意見等が出されたことが報告され、また一部委員から、現時点において住民の賛成意見が見られないという状況からも当事業に係る予算計上は拙速であるとの反対意見が出されたことを受けて、当該予算について可決すべきかどうか採決した結果、賛成少数であったため、

修正すべきものとして全体会審査に送るべきものと決したとの報告がありました。

全体会審査において、まず、理事者からは、平成21年度の（仮称）大矢知中学校を分離新設する手法を初め、これまでの課題解決を図る手法には変遷があるものの、教育委員会としては一貫して子供たちの教育環境を改善することを使命に取り組みを行っており、今回の大矢知興譲小学校の施設改善案については、基本構想案に賛同は得られていないものの、これ以上の課題解決の遅れを生じさせることは子供たちの教育環境のさらなる悪化を招くこととなることから、今後も教育環境改善の緊急性と重要性を粘り強く説明し、対話を継続しながら本事業を進めていきたいとの説明がありました。

委員からは、教育委員会の考え方に一定の理解はするものの、8年間に及ぶ議論の経過を踏まえれば、市長の交代に伴い方針が変わったという説明では納得できず、また、議員の理解を得ていない中での予算提案という形は不本意であるとの意見がありました。

また、他の委員からは、大矢知興譲小学校においては、今後、学校規模等適正化の適正基準を超える可能性もあることから、一旦増築で対応するという考えはないのかとの質疑があり、理事者からは、日陰など良好でない環境に教室を増築することになり、学年ごとのまとまりを欠く教室配置となることから学年運営にも支障を来す恐れがあるなど、今まで以上に教育環境が悪化し、また、老朽化に伴う大規模改修による校舎の継続使用により、そうした教育環境が続いていくという観点からも、増築での対応は考えていないとの答弁があり、さらに理事者から、大矢知興譲小学校は現在、学校規模等適正化C判定であり検討対象校とはなっておらず、喫緊の

課題である学校施設の課題と、これから検討を行う学校規模等適正化の課題については一体的に解決を図るのは困難であると考えており、それぞれ分けて検討したいとの答弁がありました。

これに対して委員からは、現在は検討対象校ではないものの、平成39年度以降の大矢知興譲小学校区の児童数の推移が不明確な中で、全面的に校舎の改築を行うという判断は拙速であるとの意見があり、加えて他の委員からは、今後1000人近くの児童の在籍が想定されるにもかかわらず、学校施設の課題と学校規模等適正化の課題を分けて解決を図ろうとする考え方は理解できないとの意見がありました。

また、他の委員からは、昨年12月の議員説明会で示された大矢知興譲小学校の移転検討案については、もう少し時間をかけて精査・検討を行うべきではないかとの意見があり、理事者からは、確かに本移転検討案は市独自で検討を行ったものではあるが、（仮称）大矢知中学校新設事業に係る用地取得費や造成費を基に経費を算出しており、総事業費、総事業期間ともに一定の精度はあるものと考えているとの答弁がありました。

これに対して委員からは、地域の協力が得られれば事業費等を抑えられる可能性もあり、また、約61億円の総事業費についても疑問があるため、もう少し時間をかけて実施の可能性について検討すべきであるとの意見がありました。

また、他の委員からは、市長がインターネット上（ブログ）で発信している個人の意見に関して、今回の施設改善案が否決された場合の対応について言及している部分があり、プレハブ校舎で25年間過ごすこととなる旨の記述があるが、これは市の公式見解なのかとの質疑があり、理事者からは、市と

しては今回の予算を認めてもらえるよう全力を挙げており、当該事業費が認められなかった後の対応については、特段、機関決定していないとの答弁がありました。

これに対して委員からは、全市民が自由に閲覧できるインターネット上で市の公式見解ともとれる内容を市長が議会の議決前に公表することは遺憾であり、大変な危惧を覚えるとの意見がありました。

また、他の委員からは、今回の施設改善案について、今後どのように保護者の理解を得ていくのかとの質疑があり、理事者からは、説明を行った保護者からは今回の施設改善案についてより詳細な説明を求める意見もあり、今後、基本計画を策定する中で、工事期間中における児童の遊び場の確保や運動スペースの創出方法、また、松並木の保全や興譲館のあり方などさまざまな検討を行い、より具体的な案を説明する中で、少しずつでも着実に理解が得られるよう努めたいとの答弁がありました。

これに対して委員からは、これまでの説明の対象者が一部の地域住民に限られてきたことを指摘した上で、今後、当該地区の全保護者を対象にアンケート調査を行う意向はないのかとの質疑があり、理事者からは、地元・保護者と協議を行うに当たっては、現実的には代表者の方に参画をお願いする形となるが、協議内容については保護者に周知を行うとともに、節目ごとに説明会を開催し、説明した内容についてのアンケート調査を実施していきたいとの答弁がありました。

これを受けて委員からは、意見聴取のプロセスが間違っていると感じており、何よりも保護者の意見が重要であるとの認識のもと事業を進めるべきであるとの意見がありました。

また、他の委員からは、市民等の意向把握においては、市

民自治基本条例の規定に基づき平等にその機会を確保していく姿勢が重要であって、たとえその過程において意見の対立が見られても合意形成に努めるプロセスが不可欠であり、今回市長がそうした過程を経ずに方針決定を行い、かつ地域住民の理解を得ないまま予算計上したことなどを総合的に勘案し、当該事業費についてはその可否を諮る段階にはなく、一度立ち止まって考えるべきであることを指摘したいとの意見がありました。

また、他の委員からは、前市長のもとで朝明中学校の移転建てかえが最善の方策であると説明してきた教育委員会が、結果はどうあれ、方針の異なる現市長と胸襟を開いて議論を尽くせばこうした事態にはならなかったと感じており、また、本日の議論においても、地域住民の理解が得られていない点を多くの委員が指摘しており、見切り発車の予算の判断を議会に委ねているという状況にあるため、本件については、継続して議論を行う必要があると考えているとの意見がありました。

こうした議論を経て、委員からは、当事業を進める現在までのプロセスに問題があり、いまだ地域住民の理解が得られていない見切り発車の予算であるとして、大矢知興譲小学校改築整備事業費に係る5880万円、並びに、債務負担行為限度額1億2120万円を減額する内容の修正案が提出されました。

また、委員からは、予算執行に当たっては、地元保護者及び未就学児童保護者に対し、改築内容の周知及び意向確認のアンケート調査を実施し、その結果を議会へ報告することを求める内容の附帯決議案が提出されました。

なお、この附帯決議案に対し、他の委員からは、対象とする未就学児童保護者を確認する質疑があり、提案者からは、

大矢知興讓小学校に通うこととなると考えられる未就学児童の保護者を想定しているとの説明がありました。

また、他の委員からは、想定するアンケート調査の内容を確認する質疑があり、提案者からは、今回の大矢知興讓小学校の施設改善案についての意見や考え方を確認するためのアンケート調査を想定しているとの説明がありました。

2項目めは、大規模改修事業費（朝明中学校関係分）についてであります。

本件については、教育民生分科会長から、分科会において委員から、通学路における安全面での課題が置き去りにされている点を指摘する意見や、今回の大規模改修で20年の延命を図り、その後の全市的な中学校の配置見直しに係る地元の混乱を危惧する意見等が出されたことが報告され、また一部委員から、運動場面積の課題に対する対応策が含まれておらず、児童や保護者の意向が酌み取られていないと考えるため反対するとの意見や、他の一部委員からの減額修正等を行うべきとの反対意見を受けて、当該予算について可決すべきかどうか採決した結果、賛成少数であったため、修正すべきものとして全体会審査に送るべきものと決したとの報告がありました。

全体会審査において、まず、委員からは、通学路における安全対策について確認する質疑があり、理事者からは、通学路の中でも特に八風街道部分の危険性については認識しており、通学路交通安全プログラムの中で対応を検討しているが、今後は通学路のルート短縮を初め、地元の方の協力を得ながら、さらに踏み込んだ対応ができないか検討したいとの答弁がありました。

これに対して委員からは、今回の大規模改修事業では、以前より課題となっている通学路の安全対策が改善されないという点について改めて指摘したいとの意見がありました。

また、他の委員からは、大規模改修の実施に伴い、学校規模等適正化の課題については20年間先送りするののかとの質疑があり、理事者からは、今回の大規模改修の実施により、耐用年数が経過するまで既存の校舎を使用することとなるが、学校規模等適正化の課題については検討に時間を要することから、課題解決に向けた準備を並行して進めていかなければならないと認識しているとの答弁がありました。

これに対して委員からは、これまで観音山付近に中学校を新設すると決定してきた経緯があり、適正配置の課題については既に答えが出ていると考えるが、市長の交代に伴う方針転換により、今後、地元との協議が難航し課題解決がさらに先送りとなる恐れもあることから、教育委員会として、まずは地元住民の理解を得るよう市長を説得すべきではないかとの意見があり、理事者からは、教育財産の取得については市長の権限であり、教育委員会としては、できる権限の中で子供たちにとって何が最善かを考えていくことが責務であると考えているとの答弁がありました。

これを受けて委員からは、子供たちにとって最善の手法として提案されたのが朝明中学校の移転建てかえ案であったと捉えており、子供たちのことを一番に考えるのであれば、市長を説得するのも教育委員会の責務であるとの意見があり、これに対して他の委員からは、議会としても（仮称）大矢知中学校新設事業費を否決したという経緯があり、議会の議決責任についても考えるべきであるとの意見がありました。

また、委員からは、学校規模等適正化の課題を今後検討し

ていくに当たっては、大矢知地区への中学校の新設も視野に入れていくのかとの質疑があり、理事者からは、学校規模等適正化計画に基づき地域と協議することとなるが、両地区それぞれの意見を視野に入れた形で検討していくこととなるとの答弁がありました。

また、他の委員からは、中学校給食の実施に伴い設置される昇降装置の仕様や設置基数等を確認する質疑があり、理事者からは、昇降装置の仕様等については今後検討していくこととなるとの答弁がありました。

これに対して委員からは、昇降装置を設置するのであれば、バリアフリーの観点を踏まえ、人が乗車できるエレベーターとすべきであり、大規模改修を行うに当たっては、3階部分へ渡り廊下を設置するなど、手戻りのないように実施すべきであるとの意見がありました。

こうした議論を経て、委員からは、今回の大規模改修案が保護者の意向を反映した内容となっておらず、また、中学校給食の実施に伴う施設改修を想定した内容となっていないとして、朝明中学校大規模改修事業費に係る5440万円を減額する内容の修正案が提出されました。

また、委員からは、予算執行に当たっては、保護者や地元住民との協議を行い、理解を得た上で進めることを求める内容の附帯決議案が提出されました。

3項目めは、中学校給食基本構想・基本計画策定事業費についてであります。

本件については、教育民生分科会長から、分科会において委員から、中学校給食の実施方式について、十分な比較・検討のないまま1センター方式での計画策定に進むことがない

よう附帯決議を付すべきと考えるため、全体会において議論すべきであるとの意見があり、これを諮ったところ、賛成多数により、全体会審査に送るべきものと決したとの報告がありました。

全体会審査において、まず、理事者からは、これまでの議論の経過から、中学校給食の実施方式をセンター方式とすることについては概ねの了解が得られていると捉えているが、1センター方式での実施という点については、まだ十分な理解が得られていないことから、今後、箇所数や候補地等についてさらに詳細な検討を加え、改めて議会に報告を行いたいとの説明がありました。

委員からは、中学校給食の実施方式決定に係る経過と今後の進め方について確認する質疑があり、理事者からは、自校調理方式や親子調理方式との比較検討を経てセンター方式で進めようとするものであり、今後、基本計画の策定に当たっては、他方式の利点についても取り入れられないか検討の上、リスク分散の観点についても勘案しながら進めたいとの答弁がありました。

また、他の委員からは、今後の検討結果によっては、複数センター方式への変更もあり得るのかとの質疑があり、理事者からは、今後の人口減少等を勘案の上、1センター方式による実施が望ましいと考えているが、それに固執することなく配送ルートや配送時間、候補地の条件整理などさまざまな観点から複数センター方式との比較を行い、その結果について報告を行いたいとの答弁がありました。

これを受けて、他の委員からは、示されたスケジュールにおいては候補地選定後に概算事業費等を検討するとあるが、複数センター方式との比較を行うに当たっては、概算事業費

の比較についてもあわせて議会に示すべきであるとの意見がありました。

また、他の委員からは、これまで議員説明会等で説明してきたのは1センター方式であり、複数センター方式を検討に加えるのであれば、建設費やランニングコスト等が大幅にふえる可能性があることから、民間委託等を含めてゼロベースで検討できる余地を残すべきではないかとの意見があり、理事者からは、中学校給食検討会報告書の提言を踏まえ、食缶方式での実施を決定の上、実施方式に係る比較検討を経てセンター方式での実施を提案しており、現在、その設置箇所数についての議論を行っているという段階であるため、ゼロベースでの検討は困難であると考えているとの答弁があり、さらに理事者から、今回の基本構想においては、現状で1センター方式が最も望ましいという考え方であり、そうした前提のもとで複数センター方式との比較を行い、候補地選定を行う過程においてその優位性を説明したいという趣旨であるとの答弁がありました。

これに対して委員からは、経済性・合理性から考えると1センター方式が最も優位なのは明白であることから、複数センター方式を検討しつつ最終的に1センター方式で進める考えなのであれば、今の時点でしっかりと説明を行うべきであるとの意見がありました。

こうした議論を経て、委員からは、基本構想・基本計画策定については1センター方式だけでなく、複数センター方式についても検討し、配送費用を含む1食当たりのコスト、配送に係る最長距離及び時間を算出し、策定前に議会の意見を聴くことを求める内容の附帯決議案が提出されました。

なお、この附帯決議案に対し、他の委員からは、理事者か

ら明確に答弁されていることから、その実施が担保されていると考えるが、こういった理由で附帯決議をつけるのかとの質疑があり、提案者からは、一部不明確な部分があったと感じており、再度確認のために附帯決議を付すことを提案するものであるとの説明がありました。

また、他の委員からは、議会の意見を聴く場としてはどういった会議体を想定しているのかとの質疑があり、提案者からは議員説明会のような議会全体の場を想定しているとの説明がありました。

4項目めは、ごみ処理手数料の減免についてであります。

本件については、都市・環境分科会長から、分科会において委員から、市の各部局において実施される事業等におけるごみ処理手数料の減免の現状及び考え方について確認する必要があると考えるため、全体会審査に送るべきであるとの意見があり、これを諮ったところ、全会一致により、複数の分科会に係る事項として全体会審査に送るべきものと決したとの報告がありました。

全体会審査において、まず、委員からは、吉崎海岸除草・清掃等業務委託に関し、清掃活動により生じるごみの処理については、本市の他の委託業務と同様、ごみ処理手数料相当額を含めて委託し、手数料については歳入とすることが望ましいのではないかとの質疑があり、理事者からは、当業務については自然環境の保全に関する環境学習、及び、市民に清掃活動への参加を呼びかけるなどの普及啓発に係る業務を委託しており、清掃活動については委託業務に含めておらず地域の方々を中心となり行われていることから、ごみ処理手数料については内規に基づき減免しているとの答弁がありまし

た。

これに対して委員からは、仕様書に除草及び清掃等の実施に係る記載があり業務の実態と合わない部分があるのではないかと、また、当業務については市民の自発的な活動に由来していることから市民協働の観点から市の委託事業とするよりも市民活動への補助といった形のほうが望ましいのではないかとこの意見があり、理事者からは、自然環境の保全に関する普及啓発に係る業務委託であるが、委託する業務の内容を整理するとともに、仕様書についても合わせて見直すこととしたいとの答弁がありました。

また、委員からは、都市公園等の除草清掃、維持補修及び管理業務委託において生じるごみ処理について、本市の他の委託業務と異なりごみ処理手数料を含めず委託され、減免措置がとられている理由を確認する質疑があり、理事者からは、公園管理において生じるごみについては、かつて市直営の業務として職員が直接清掃工場に搬入していたため減免となっていた経緯があり、それを引き継ぐ形で業務委託後も同様の対応となっているとの答弁がありました。

これを受けて委員からは、ごみ処理手数料を減免する手法では委託業務外のごみが混入していてもチェックするすべがなく、説明責任の観点からも他の委託業務と同様、ごみ処理手数料相当額を含めて委託の上、手数料を徴収する手法が適切ではないかとこの意見があり、理事者からは、ごみ処理手数料の減免を行う担当部局の今後の方針にあわせて対応することとしたいとの答弁がありました。

また、委員からは、昨年4月からスタートした介護予防・日常生活支援総合事業の住民主体サービス利用時に、家庭から出されたごみをサービス提供者がクリーンセンターに搬入

した場合、ごみ処理手数料が必要となるが、各地区における住民主体サービスの実施を推進する市の姿勢として、手数料の減免について検討する必要があるのではないかとの意見があり、理事者からは、今回、議会から受けた指摘をもとに、住民主体サービスに係る対応も含めてごみ処理手数料の減免について見直しを検討したいとの答弁がありました。

5項目めは、公立幼稚園エアコン設置事業及び車両リースについてであります。本件については、全体会において委員から、公立幼稚園へのエアコン設置について、3年間のレンタル契約による提案がなされているが、契約の手法及び価格について全体会で精査すべきであり、また、平成30年度導入予定の公用車の契約についても、同様の課題があると考えられ、全体会で議論すべきとの提案があったため、全体会において議論することとしました。

全体会において、まず、委員からは、公立幼稚園エアコン設置事業について、提案されたレンタル契約については中古品の使用を認めているが、他の実施方法との電気代の比較は行ったのかとの質疑があり、理事者からは、経済産業省・資源エネルギー庁が作成している省エネ性能カタログによれば、家庭用エアコンのデータではあるものの、2009年製以降の電気代にはそれほど差が見られず、業務用エアコンにおいてもインバータ化が図られたことにより、電気料金が抑えられるようになったことから、大きな差はないと見込んでいるとの答弁がありました。

これに対して委員からは、最近ではAI機能を搭載したエアコンが普及しており、さらなる省エネ化が図られているため、そうした点も考慮すべきではないかとの意見があり、理

事者からは、そうした観点も重要であるとは認識しているが、平成30年度から利用者負担額を応能負担とすることに伴い、今夏から早期導入でき、また、近年のクラス数の減少にも柔軟に対応できる点において、中古を含めたレンタル契約が最善の手法であると考えているとの答弁がありました。

また、他の委員からは、委員会に提示された参考資料とインターネット上のエアコンの価格差について指摘した上で、積算の考え方を確認する質疑があり、理事者からは、公金で物品を調達する場合については入札を行うのが原則であり、定価または過去の実績を踏まえた額などで積算して予算計上を行い、入札を通じてより安価に調達をしていくという手法であって、今回の予算についても、その流れに沿ったものであると認識しているとの答弁がありました。

また、他の委員からは、今回示された実施方法の比較については直接施工のみ設計業務が含まれる一方で、レンタル契約のみ中古品を認めているなど比較の前提条件が異なっており、また、エアコンの価格についても現実的ではない金額で予算計上されている点において、その適正性が判断できないとの意見があり、理事者からは、幼稚園の適正配置等を含め総合的に勘案した結果、レンタル契約が最善の手法であるとして提案しているが、コスト比較において分かりづらい点があったことに関しておわびしたいとの答弁がありました。

また、車両リースに関して、委員からは、車両購入とリースの比較においては、値引き額も考慮して決定すべきではないかとの意見があり、理事者からは、予算の積算上、値引き額を加味した内容を合理的に説明できるかという点については疑問があるため、値引き額を含めず比較検討を行っているとの答弁がありました。

これに対して委員からは、車両購入時の値引きについては一般的に行われている行為であり、そうした視点も加味して実態に合った比較ができるよう研究に努めるべきであるとの意見がありました。

こうした議論を経て、委員からは、公立幼稚園エアコン設置事業に関して、中古を可能とし、また、インターネット上のエアコンの価格差を勘案する中で、設計業務を行わずに購入する方法を検討するなど、より安価に設置することを求める内容の附帯決議案が提出されました。

なお、この附帯決議案に対し、他の委員からは、レンタル契約を認めた上での附帯決議案なのかとの質疑があり、提案者からは、設計業務を行わずに購入できる方法を探してほしいという趣旨であり、検討の結果、そうした形での実施が困難であれば、レンタル契約を否定するものではないとの説明がありました。

次に、議案第80号 平成30年度四日市市下水道事業会計予算に係る公共下水道接続促進補助事業についてであります。

本件については、都市・環境分科会長から、分科会において委員から、公共下水道接続促進補助事業について、使用料改定を受け、実効性のある対策が必要と考えるため、附帯、修正も視野に全体会審査事項として提案したいとの意見があり、これを諮ったところ、全会一致により、全体会審査に送るべきものと決したとの報告がありました。

全体会審査において、まず委員からは、公共下水道接続促進補助金について、接続見込み件数の算出根拠に係る質疑があり、理事者からは、課税情報の取り扱いの関係上、補助対象である下水道未接続の市民税非課税世帯の実数については

把握できないため、平成30年度から3カ年で水洗化率を全国平均の94.7%とすることを目指す中、平成30年度の水洗化率の目標を93.1%とし、この目標を達成するにあたり、全体の接続見込みのうち共同住宅を除いた件数を1,460件としていることから、この件数に市全体の非課税世帯の比率を乗じ、309件を見込み件数としているとの答弁がありました。

また、委員からは、補助率については接続工事費の2分の1であるが、工事費自体が25万円から51万円程度と高額であり、非課税世帯の負担を考えると利用につながらないのではないかとの質疑があり、理事者からは、無利息の融資あっせん利子助成制度を設けており、補助制度とあわせて紹介し、接続依頼を行いたいとの答弁がありました。

これを受けて委員からは、非課税世帯において融資が受けやすくなるよう、融資条件の緩和に向けて金融機関と交渉すべきではないかとの意見があり、理事者からは、この制度の利用促進に向け、金融機関と協議を行いたいとの答弁がありました。

また、委員からは、生活保護世帯については接続工事に係る自己負担が発生しない一方で、非課税世帯については補助制度を活用しても2分の1を負担することとなるため、公平性の観点から全額補助なども検討すべきではないかとの意見があり、理事者からは、これまで自費で接続した方との公平性を勘案し今回の補助制度を提案しており、また、接続義務がある個人に対する補助については初めてとなることから、まずは今回提案の内容で補助を実施する中で、課題等があれば見直しを検討することとしたいとの答弁がありました。

また、委員からは、補助制度の周知方法について確認する質疑があり、理事者からは、広報などによる周知に加え、職

員が全ての未接続家屋等に直接訪問し、制度の説明を行うこととしているとの答弁がありました。

また、委員からは、平成30年4月から下水道使用料が改定となるが、市民の理解を得るためにも水洗化率の向上は喫緊の課題であり、他市でも事例のある早期接続者への下水道使用料の減免や報奨金の交付など、実効性のある取り組みを実施すべきではないかとの意見があり、理事者からは、インセンティブも含めて実効性のある取り組みについて検討を行いたいとの答弁がありました。

また、他の委員からは、下水道法に定める罰則規定を適用する中で水洗化率の向上を図ることも必要であり、具体的な実施方法等について規程などを定めて対応することも検討すべきではないかとの意見があり、理事者からは、まずは未接続家屋等に対し下水道法の趣旨などについて理解を求めるとともに、他市の事例を調査の上、罰則を科すに至る前の指導や勧告等を丁寧に実施していくためのルールづくりに着手したいとの答弁がありました。

また、委員からは、下水道使用料改定における議論の中で、水洗化率の向上に向けた取り組みの実施について議会からも厳しく指摘した経緯があるが、今回提案された取り組みだけでは不十分であるとの意見が出される中で、接続促進に係る実効性のある取り組みについて来年度、集中的に議論すべきではないかとの意見があり、理事者からは、接続促進に向け、インセンティブやペナルティを含めたさらなる対策について、他都市が行っている取り組みの効果等を検証し、議会にも報告する中で検討を進めたいとの答弁がありました。

全体会審査を行った項目についての報告は以上であります。

次に、討論においては、議案第69号 平成30年度四日市市一般会計予算に対する大矢知興譲小学校改築整備事業費に関する修正案について、一部委員から、今回の施設改善案については、いまだ地域住民の理解が得られていないことを教育委員会も認めており、また、改築の実施に伴い最も負担を強いられる子供の保護者への説明と、一定の賛同を得ることは必要不可欠であることから、見切り発車の予算であると言わざるを得ないこと、また、1月の議員説明会時に提示された資料から、今回の予算計上に至る過程において「反対署名等における地区及び保護者の思いは真摯に受け止めつつ」といった重要な文言が削除されており、真摯に受け止める姿勢がなければ、対話を継続したとしても現状の打開は望めないと考えるため賛成するとの意見表明がありました。

また、他の委員から、今回の施設改善案については、予算提案までのプロセスに問題があり、反対署名に対する説明責任も果たしていないことから、まずは地元との協議を先行して進めるべきであると考えするため賛成するとの意見表明があり、

また、他の委員から、地域住民の声が反映されない形で、今後さまざまなことが実行されてしまうことを危惧しており、そうならないためにも大矢知地区住民とゼロベースで協議の上、最善の案を改めて提案すべきと考えるため賛成するとの意見表明、

更に、他の委員からは、地域住民からは増築を望む声もあり、早期に課題解決を図りたいという思いは同じであるため一度立ち止まって考え、まずは地元との協議から始めるべきであると考えするため賛成するとの意見表明もありました。

以上の経過により、当委員会に付託されました25議案につきましては、まず、議案第69号 平成30年度四日市市一般会計予算については、さきに述べましたとおり2件の修正案が提出されましたので、まず、それぞれの修正案について採決したところ、いずれも賛成少数により否決されました。引き続き原案について採決したところ、賛成多数により可決すべきものと決しました。

その他、議案第70号ないし議案第81号、及び、議案第109号ないし議案第120号の24議案については、いずれも別段異議なく可決すべきものと決しました。

そののち、さきに提出のありました、議案第69号 平成30年度四日市市一般会計予算に対する4件の附帯決議案についての審議に入りました。

まず、討論においては、大矢知興譲小学校改築整備事業費に係る附帯決議案について、一部委員からは、議員説明会等を通じても議会と歩み寄りを見ずに進めてきた市長の姿勢については改めるべきと感じており、また、附帯決議の内容と真摯に向き合い、地元保護者等にも理解してもらえるような学校づくりに尽くしてほしいと考えるため賛成するとの意見表明がありました。

また、他の委員から、学校の施設改善案に係るアンケート調査の実施は前例がないと把握しているものの、8年間に及ぶ議論の経過を踏まえれば、特例としてでも附帯決議の内容を履行すべきと考えることから賛成するとの意見表明があり、

更に、他の委員からは、本件に関しては、地元保護者のほとんどが状況を把握していないのが実態であると考えており、そうした状況からも地元と真摯に向き合う必要があると考えるため賛成するとの意見表明もありました。

次に、採決においては、まず、大矢知興譲小学校改築整備事業費に係る附帯決議案については、賛成多数により、以下のとおり附帯決議を付すことと決しました。

附帯決議。

予算の執行に当たっては、市長自ら地元保護者及び未就学児童保護者に対して改築内容の周知及び意向確認のアンケート調査を実施し、その結果を議会へ報告すること。

また、大規模改修事業費（朝明中学校関係分）に係る附帯決議案については、賛成多数により、以下のとおり附帯決議を付すことと決しました。

附帯決議。

予算の執行に当たっては、保護者や地元住民の協議及び理解を得た上で進めること。

また、中学校給食基本構想・基本計画策定事業費に係る附帯決議案については、賛成多数により、以下のとおり附帯決議を付すことと決しました。

附帯決議。

基本構想・基本計画策定については、1センター方式だけでなく、複数センター方式についても検討し、その1食当たりのコスト計算（配送費用を含む）、配送最長距離及び最長時間を算出し、策定する前に議会の意見を聞くこと。

最後に、公立幼稚園エアコン設置事業に係る附帯決議案については、賛成少数により、これを付さないことと決しました。

これをもちまして予算常任委員会の審査報告といたします。